

会員各位

2019年8月20日

株式会社ジョイフルアスレティッククラブ

## 消費税法改正に関する対応について

拝啓 残暑の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国税庁より公表されております【消費税法改正における税率の引き上げ、及び軽減税率】につきまして、弊社の消費税における取り扱いを下記の通りとさせていただきます。皆様におかれましては、内容をご確認いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

現行 : 本体価格 + 消費税 8 %

改定 : 本体価格 + 消費税 10 %

対象 : 事務手数料、月会費、休会費などの会費関係  
各種利用料  
有料プログラム  
プロショップ商品  
レストラン メニュー  
以上消費税をいただく全ての取引  
\*水素水登録料は軽減税率の対象となり、8%に据え置きとなります。

時期 : 2019年10月度対象分より

なお、既に会費等で10月分をお支払い済の場合は、差額分を11月分お支払い時に加算させていただきます。ご了承いただきますようお願い申し上げます。

以上